第2回火薬小委員会 資料1〈参考1-2〉

## 指定都市への権限移譲状況

地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県の事務権限を条例により市町村が処理することとされているもの。

平成26年3月1日現在

			十成20年3月1日現在
道府県	指定都市	移譲の有無	指定都市への主な移譲事務
北海道	札幌市	無	_
宮城県	仙台市	有	製造、販売、貯蔵、譲渡譲受、輸入、消費、廃棄に関する事務・権限
神奈川県	横浜市	無	_
	川崎市	無	
	相模原市	無	_
埼玉県	さいたま市	有	譲渡譲受(25kg未満に限る)、貯蔵※(譲受譲渡許可に係るものに限る)、 消費(25kg未満に限る)、消費(煙火に限る)に関する事務・権限
千葉県	千葉市	無	_
新潟県	新潟市	有	製造、販売、貯蔵、譲渡譲受、輸入、消費、廃棄に関する事務・権限
愛知県	名古屋市	無	_
静岡県	浜松市	有	消費(煙火に限る)に関する事務・権限
	静岡市	有	消費(煙火に限る)に関する事務・権限
大阪府	大阪市	有	製造、販売、貯蔵、譲渡譲受、輸入、消費、廃棄に関する事務・権限
	堺市	有	製造、販売、貯蔵、譲渡譲受、輸入、消費、廃棄に関する事務・権限
兵庫県	神戸市	有	貯蔵※に関する事務・権限
京都府	京都市	無	<u> </u>
広島県	広島市	有	販売、貯蔵、譲渡譲受、輸入、消費、廃棄に関する事務・権限
岡山県	岡山市	有	消費(煙火に限る)に関する事務・権限
福岡県	福岡市	無	_
	北九州市	無	<u> </u>
熊本県	熊本市	有	A地区: 貯蔵※、譲受譲渡 B地区: 消費(煙火に限る)

注)「貯蔵」は、法第12条第1項の規定による火薬庫設置の許可等に関する事務・権限である。 「貯蔵※」は、法第11条第3項の規定による基準適合命令等に関する事務・権限である。